Osaka University Knowledge Archive

Title	利他としての無為 : 共約不可能な他者とのかかわりに関する原理的考察
Author(s)	岡部, 美香
Citation	未来共生学. 2015, 2, p. 125-140
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51805
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

ことができると報告されている。

2　もちろん、「負債」であれば、他の返済先もありうる。例えば、将来、利他行動を展開する人々を想定し、その人々への支援を開始するという手法がある。具体的には、刈羽村の人々が、災害NPOを支援するという手段である。しかし、こうした返済を行ったとしても、間に災害NPOが介在して、支援が間接的になるだけだと考えておきたい。すなわち、災害NPOを介してではあっても、やはり、刈羽村の人々は将来の被災地の住民へとリレーを展開していると位置づけておきたい。

参考文献

渥美公秀
2014 『災害ボランティア――新しい社会へのグループ・ダイナミックス』弘文堂。

熊谷晋一郎・大澤真幸
2011 「痛みの記憶/記憶の痛み――痛みでつながるとはどういうことか」『現代思想』39(11): 38-55。

サルトゥ＝ラジュ、ナタリー
2014 『〈借り〉の哲学』太田出版。

Atsumi, T.
2014 Relaying support in disaster-affected areas: the social implications of a'pay-it-forward' network. *Disasters* 38(S2): S144－S156.

Kato-Shimizu, M., Onishi, K., Kanazawa, T. & Hinobayashi, T.
2013 Preschool children's behavioral tendency toward social indirect reciprocity. *PLOS ONE* 8(8): e70915.
[DOI]10.1371/journal.pone.0070915
[URL]http://dx.plos.org/10.1371/journal.pone.0070915

Milgram, S.
1967 The small-world problem. *Psychology Today* 1: 60-67.

Nowak, M.A. & Roch, S.
2007 Upstream reciprocity and the evolution of gratitude. *Proceedings of the Royal Society B,* 274: 605–609.

Nowak, M.A. & Sigmund, K.
2005 Evolution of indirect reciprocity. *Nature* 437: 1291-1298.

Watts, D.J. & Strogatz, S.H.
1998 Collective dynamics of "Small-world" networks. *Nature* 393: 440-442.

論文

利他としての無為
共約不可能な他者とのかかわりに関する原理的考察

岡部 美香
大阪大学大学院人間科学研究科准教授

要旨

本論は、平成26年度ヒューマン・サイエンス・プロジェクト「利他主義の人間科学の創生に向けて」の成果の一環であり、今日の教育学において「利他」がいかに論じられているかを、ケアリング論の展開を中心に概説するものである。教育学にケアリング概念を導入したN. ノディングズの思想は、他者との対等な相互性というそれまでの倫理的原理を批判し、非対等かつ非対称的な関係においても相互性が成立すると説くものであった。だが他方、その思想は、直接的な応答が困難な共約不可能な他者へのケアを軽視する恐れ（「関係における悪」）を内在させるものでもあった。そこで、共約不可能な他者に対する倫理的な応答についてH. ヨナスに即しつつ考察するなかで、他者の存在を自由な開かれたままの状態に保つ「利他としての無為」が、共約不可能な他者に対する私たちに可能な応答の一つであることが明らかになった。最後に、利他としての無為という倫理的原理を具現化する技法の探求には災害の記憶が手がかりとなり得るであろうことを、今後の展望として述べた。

目次

はじめに
1. ケアリング論の特徴
2. ケアリングに内在する悪
3. 共約不可能な他者への応答
おわりに

キーワード

ケアリング
相互性
応答責任
関係における悪
共約不可能な他者
無為

はじめに

教育を素朴に定義するなら、それは、他者が成長・成熟するように、あるいはまた他者の人生の意味がよりいっそう充実するように他者に対して働きかける行為だ、ということができる。そうだとすれば、「利他」は教育と切り離すことのできない、まさに教育の根幹に位置づく理念だといっても過言ではない。だからこそ、他者とは誰のことをさすのか、その他者との関係はいかにあるべきか、何をもって他者を「利する」ことができたといえるのか、という問いは、教育学が個別学問領域の一つとして成立して以来、その基本的かつ根本的な問いであり続けている。

今日の教育学において「利他」がいかに論じられているかと問うなら、その答えの一つは、ケアリング（caring）をめぐる議論に着目することによって明らかになるだろう。

ケアリングとは、他者との間に立ち現われるケアする－ケアされるというかかわり合いを意味する。ここでいうケア（care）は、英語の語義に即して、意に留める、関心を抱く、心配する、気遣う、世話をすることなどを包括している。もとは看護学の領域で用いられていた術語であったが、1980年代以降、とりわけN.ノディングズの *Caring*（1984）（邦訳は『ケアリング』）の刊行を機に教育学の領域へと導入された。このことによって、後述のように、それまでの道徳性発達理論が基盤としていた限定的な枠組みが批判されるようになり、道徳教育を始めとする教育のあり方、なかでもそこで結ばれる世代間の関係性が問い直されることとなった。だが近年、グローバル化や環境問題の深刻化などといった社会的な動向とも相俟って、ケアリング論に基づく道徳教育および世代間関係のあり方がその限定性ゆえに批判されている。

以下では、まず、ノディングズのケアリング論が成立した背景を概観し、この理論の特徴を明らかにする。次に、彼女のケアリング論の特徴が日本の道徳教育の構成的特徴と親和的であること、また、まさにそこにケアリング論にとって不可避の陥穽が内在することを考察する。続いて、ケアリング論と、ケアリング論に内在する陥穽を相対的に免れているように思われる倫理思想――本論では、H.ヨナスの *Das Prinzip Verantwortung*（1979）（邦訳は『責任という原理』）を取り上げる――との比較を通して、この陥穽が何に起因するのかを検討する。先取りして述べるならば、両者の相違は他者の捉え方、とりわけ私たちにとって疎遠な見知らぬ他者の捉え方にある。最後に、以上の考察を通して導き出される、これからの社会を他者と共に生きるための倫理的原理の一つを提示し――これも先取りするなら、利他としての無為――、この原理に基づいた他者と共に在る技法について今後より具体的に探求するための展望を示したい。

1. ケアリング論の特徴

ノディングズのケアリング論は、1980年代に巻き起こったいわゆる正義とケアの論争のなかで成立した理論の一つである。この論争は、L.コールバーグの正義の倫理に対するC.ギリガンの批判に端を発している。

コールバーグは、道徳性の発達段階説を論じた心理学者としてよく知られている[1]。彼の説によれば、人間の道徳性は3水準6段階に分けることができる。人間は、日常の生活における人や物との相互作用のなかで、普遍的な倫理的原理の実現に向けて一つひとつ段階を踏みながら道徳性を発達させていく。ここで特徴的なのは、6つの段階すべてを正義（justice）という倫理的原理が貫いている点である。コールバーグのいう正義とは、公正さのことであり、対等な相互性（reciprocity）が成立している様態をさす。例えば、第Ⅰ水準・第1段階では、悪いことをすると権威者から罰が下るという相互性を基準としてものごとの善悪が判断される。最終の第Ⅲ水準・第6段階では、現実社会に多様な立場や利害関心があることを踏まえつつも、個人の属性やその特殊な立場・利害関心に偏ることなく、普遍的かつ自律的にものごとの善悪が判断されるという状態がめざされる。この状態の下でこそ、偏見や差別を免れた理想的な対人的相互性が成立すると考えられたのである。

しかしながら、コールバーグのこの発達段階説には、他者への気遣いという道徳的価値がうまく位置づかない。彼が道徳性の発達段階を分析・分類するために実施した調査のなかに、「ハインツのジレンマ」という例題がある。難病に侵された妻の生命を救うために高額の薬がほしいハインツは、いかなる金策を弄しても薬屋に借金を申し込んでも薬を手に入れることができなかったために

薬を盗んだ――このハインツの行為の善悪をどう判断するか、また、その判断の根拠は何か。筆者が授業のなかで大学生たちにこの例題を投げかけると、彼（女）らのなかにはしばしば「自分が病気であったために夫が罪を犯したと知ると、生き永らえた妻がかえって苦しむだろうから、盗みはよくない」と回答する人がいる。これは、例えば、法律上、窃盗は犯罪とされているから盗みはよくないとする判断（第Ⅱ水準・第4段階に相当する判断）よりも複雑な思考と繊細な感性とに裏打ちされた判断であるように思われる。ところが、コールバーグの発達段階説では、より低次の第Ⅱ水準・第3段階に、すなわち善いことをすると周囲の人びとからの称賛が得られるという相互性を基準とする段階に位置づけられてしまう。先を見越して妻が苦しまないよう配慮するという他者への献身的な気遣いは、ただ単に妻の称賛を得るための、ないしは人びとの歓心を買うための、いささか幼稚なギブ・アンド・テイクの交換行為へと縮減されてしまうのである。

コールバーグの共同研究者であったギリガンは、こうした理不尽な縮減が生じる要因を、正義という原理によってのみ人間の道徳性が判断されているところに見出した（ギリガン 1986）。そこで、正義という原理に基づく倫理とは対照的なケアの倫理を提唱したのである。ケアの倫理は、目の前にいる人およびその場の状況に徹底して寄り添う個別具体性と臨床性、そしてその彼（女）との非対等（unequal）・非対称的な（asymmetry）関係性を特徴とする。例えば、目の前にいるより幼い、寄る辺の無い人への慈愛や、悲哀や苦悩を抱えて打ちひしがれる人への献身などがそれに当たる。このような人びとをケアする場合、個人の属性やその特殊な立場・利害関心を捨象してしまうと行為の意味が失われるし、ケアする人とされる人との間に対等な相互性も成立しにくい。とはいえ、こうしたケアが高尚な道徳的行為であることは否定できない。この種の行為は従来、男性に比して女性により強く求められてきたことから、ギリガンを始めとする数多くのフェミニストが、行為の道徳性を十分に価値づけられないコールバーグの発達段階説に対して異を唱え、正義に対抗するケアの重要性を主張した。

先述したように、ノディングズのケアリング論もまさにこの正義とケアの論争のなかで成立した。彼女は、ギリガンはもちろん、看護学の領域でケアリング論を展開していたM.メイヤロフやR.ハルトの思想にも着想を得る一方で、小学校および高等学校の教員としての、また妻および母としての自らの生活経験にも基づきながら、独自のケアリング論を発展させた。彼女の理論は、やはり他のケアリング論と同じく、個別具体性と臨床性、またケアする人とされる人の非対等性・非対称性を特徴としている。だが、それまでのケアリング論とは異なり、ケアする人の果たすべき責務のみならず、ケアされる人の果たすべき責務にも言及した点で特筆され得る。

それまでのケアリング論において、例えばメイヤロフは、ケアする人とされる人との関係を次のように述べている。

> 私たち（ケアする人）は、自分の自己を実現するために他者（ケアされる人）の自己実現を援助しようとするのではなく、他者の自己実現を援助するなかで自分の自己を実現するのである。前述のように、ケアリングとは何かのためになされるものではない（括弧内は引用者）（Mayeroff 1971: 467）。

このように、メイヤロフの論では、ケアする人の自己実現の重要性が否定されるわけではないにせよ、何よりもまずケアされる人の自己実現が優先される。だが、こうした考え方の下では、ケアする人に対して一方的に自己犠牲的な献身が強いられ、結果として彼（女）のバーンアウトを引き起こしてしまいかねない。

これに対して、ノディングズはケアリングを次のように定義する。

> （W、X）は、以下の場合に、いや以下の場合においてのみ、ケアリングの関係である。
> i) WはXをケアしている（ケアする人において表れるものとしてのケア）、かつ
> ii)Xは、WがXをケアしていることを認識している（Noddings 1984: 69）。

ケアリングが成立するためには、まず、ｉ）に示されているように、ケアする

人（W）が「ケアをしていること」が条件となる。この場合、ケアをしているとは、ケアされる人（X）の「表に現われたニーズ（expressed needs）」と「暗示されているニーズ（inferred needs）」とにケアする人が配慮し、きちんと応答しようとしている状態を意味する。このような配慮と応答がケアする人の責務である。他方、ⅱ）が意味するのは、ケアされる人がそのケアを受容しており、これを通してケアする人の存在そのものを承認しているという事態である。ケアされる人からケアする人へのこの応答を、ノディングズはケアされる人の側の責務だと主張した（Noddings 1984: 59-78）。このように、ケアする人とされる人が互いにその応答責任（responsibility）を果たすことによって、非対等かつ非対称的な関係においても相互性（reciprocity）が成り立つ、と説いたところにノディングズのケアリング論の特徴がある。

2. ケアリングに内在する悪

個別具体性と臨床性と非対等・非対称的な関係性。これらの特徴を有するノディングズのケアリング論は、彼女の専門である教育（学）はもとより看護、福祉などの領域において、実践の意味と価値を言語化し、実践者の行為と存在を肯定し支援する理論として積極的に受容された。これらの領域における実践は、そのあり方や意味、価値をある特定の普遍的な理論によって演繹的に規定することが難しい。むしろ、その時、その場の状況、そして偶然にもそこに居合わせた人びとに即しながら柔軟にかつ臨機応変に実践され、評価されることが望まれる。D.ショーンは、この種の職業従事者を反省的実践家（reflective practitioner）と呼んだ（ショーン 2001, 2007）。ノディングズのケアリング論は、こうした反省的実践家の職業倫理と職業上の自己実現を支えるのに有効な実践理論の一つであったといえる。

とりわけ教育（学）の領域では、子どもと大人の非対等・非対称的な関係のあり方と意味を捉え直す契機ともなった。すなわち、世代間関係を、一方向的な教授関係ではなく双方向的な応答関係として、また、子どもが成長・成熟して対等な相互性が成立するまでの未熟な関係としてではなく、すでに十分な相互性が成立している充溢した関係として捉える視点が提示されたのである。これは、教育実践者、なかでもより幼く、社会的に弱いとされる人びとにかかわる教育実践者を励ますものであった。

ところで、林泰成によれば、日本の学校教育における道徳の授業にはケアリング的な色彩が濃いのだという（林 2006）。とりわけ感情（feeling）を重視する点を、林は指摘する。上述のように、ノディングズのケアリングは、目の前にいる他者、特により幼い、寄る辺の無い人や悲哀、苦悩に打ちひしがれている人に対する愛情や慈しみや共感を出発点とする。他方、日本の道徳の授業もまた「気持ちを問い、共感を促し、それをエネルギーとして、子ども自身が採りたいと思う行動を発表させるというスタイル」（林 2006: 18）が多い。授業中に多用される発問は「主人公はどういう気持ちだったのでしょう」や「もし、あなたが主人公ならどう思いますか、どうしますか」であるし、副読本には、理に適った判断を（あえて）超えて「身近な他者へのケアを描い」た読み物資料が多数、収められている（林 2006: 18-19）。もちろん、現行の学習指導要領には、道徳教育全般の目標が「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」にあると記載されてはいるが、実際には、判断力や実践意欲・態度に比して心情の涵養により多くの力が注がれる傾向にあることは否めない。

また、道徳に関する学習指導要領の構成を見ると、これもノディングズのケアリング論と共通点を有していることに気づく。

現行の学習指導要領の道徳篇は、小学校の低学年、中学年、高学年、中学校という具合に、児童・生徒の発達段階を考慮して4つに大きく分かれている。だが、いずれも構成は同じである。すなわち、1. 主として自分自身に関すること、2.主として他の人とのかかわりに関すること、3. 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること、4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること、の4部から構成されている。自分自身を起点として同心円状にかかわりが広がっていく、という構成になっていることは一目瞭然であろう。さらに、各部のなかで挙げられているより具体的な道徳項目も、1部から4部へと進むごとに、また学年が上がるごとに、自分に身近なことがらから疎遠なことがらへと広がるように基本的に配列されている。

他方、ケアリングもまた同心円（concentric circles）の関係のなかでこそ成立するものだ、とノディングズは述べる。「私たちは、ケアリングの同心円的な

関係の中心にいる。親密な同心円のなかで、私たちはケアをする。というのも、その同心円のなかで、私たちは愛情を抱くからである」(Noddings 1984: 46)。同心円のもっとも内側には家族や友人がおり、その少し外側には近隣住民や同僚がいて、さらにその外側には見知らぬ人びとがいる。ノディングズによれば、後の二者とのかかわりは、外側にいけばいくほど希薄になりはするものの、もっとも内側の円内にいる親密な人びととのかかわりの延長線上で、その相似形として考えられるという。

実のところ、こうした同心円的な関係の捉え方にはある危険が内在している。アメリカの哲学者C. カードは、「関係における悪(evil in relation)」という概念を用いてこの危険を次のように説明する(Card 1990)。同心円のより内側にいる親密な他者とより外側にいる親密でない他者あるいは見知らぬ他者との相違は、直接的な応答があるか否かにある。応答は、前節で述べたように、ノディングズにおいてはケアされる人の果たすべき責務である。その責務が十分に果たせない応答の困難な他者とのかかわりは、おのずとケアする人から軽視されることになる。これは、ノディングズの著書中の次の記述にも端的に表れている。

> 私たちには、アフリカで飢えている子どもをケアする責務はない。なぜなら、私たちが責務を果たすべき(同心円のより内側にいる親密な他者への)ケアを捨て去らなければ、(アフリカの子どもという)他者のなかでそのケアが完結することがないからである(括弧内は引用者)(Noddings 1984: 86)。

また、「関係における悪」は、同心円の内側にいる親密な人びととのかかわりにおいては別の形で現象する。日頃からしばしば直接的な応答があり、おのずと(愛)情が湧くような親密な関係から逃れることは、たとえその関係が耐えられないほど悪化していたとしても、容易ではない。家庭内暴力の加害者と被害者との間に見られる共依存、集団や組織における内部告発の困難さや内部告発者への冷淡な処遇などは、その典型例である。

このような特徴をもつことから、ノディングズのケアリング論に対しては、私的な関係のなかでは有効だが公的な関係への適用が難しいという評価がある(レイチェルズ 2003: 162-174)。こうした批判的評価を受けて、ノディングズとその思想の支持者は、ケアリング関係をよりいっそう連鎖、拡大させることによって公的関係や公共の場における道徳性——かつて正義の倫理がめざしていた道徳性——をも実現し得る方法を模索しているという(e.g. 村田 2006)。

だが、果たしてそれで「関係における悪」という問題に対応することができるのだろうか。そもそも(愛)情を媒介とする親密な関係のあり方をあらゆる他者との関係に適用しようとするところにすでに、そうした関係を結ぼうとする人の誠実で利他的精神に溢れる主観的意図を裏切り、なし崩しにしてしまうような陥穽が内在しているのではないか。特に、近年の道徳教育を含む学校教育では、グローバル化や環境問題の深刻化といった社会的動向を受けて、自分とは相容れない、根本的に異なる生活背景・利害関心を有する同時代人や遠い将来に生きる不特定の人びととの関係のあり方について考えることが喫緊の課題となっている。この課題に対応するには、ケアリングに不可避に内在する「関係における悪」という陥穽を克服ないしは超脱する方途を模索することこそが求められるのではないだろうか。

3. 共約不可能な他者への応答

ノディングズと同じく応答責任を基軸とした倫理を論じつつも、ノディングズが囚われた「関係における悪」という陥穽からは相対的に免れていると思われる思想の提唱者の一人に、H. ヨナスを挙げることができる。彼の著書 *Das Prinzip Verantwortung*(『責任という原理』)は、『現代思想』(2011年7月臨時増刊号)の総特集「震災以後を生きるための50冊 〈3・11〉の思想のダイアグラム」の1冊にも選ばれている(松葉 2011)[2]。

この著書の主題は、科学技術が高度に発展した20世紀以降の社会の世代間倫理である。ヨナスは、科学技術を人間の「集団的な行為(kollektives Tun)」と呼ぶ。なぜなら、科学技術を媒介とするとき、個々の人間の行為がもたらす成果や影響は、よかれあしかれ、個々の技術開発者や行為者を超えて広く、普遍的に誰にでも作用するからである(Jonas 1979: 37)。それゆえ、科学技術の力を適度に抑制する責任もまた普遍的に誰もが負うべきものとされる。

例えば、私たちにはもはや電気を使用しない生活は考えられない。茶を飲む、食事をする、家族や友人・知人と連絡をとる――こうした日常的な行為に必要とされる電気を生産する発電所が自然環境や社会環境に対して、人智による「想定」などでは測り知れない多大かつ深刻な影響を、現在のみならず将来にわたって長く及ぼし得るものであることを、2011年以後を生きる私たちは知らないわけではない。私たちは、ただ、つつがなく日常生活を送るだけで、遠い将来に生きる不特定の人びとに少なからず影響を及ぼしているのである。

ところが、従来の倫理思想では科学技術に媒介された人間の集団的な行為をうまく規制することができない。というのも、ヨナスによれば、従来の倫理思想は「いま」と「ここ」における個人の行為を、その直接的な影響や直接関与する人びとの立場・利害関心に鑑みて規制するものでしかないからである（Jonas 1979: 22-25）。

そこでヨナスが提唱したのが、将来世代の人びとに対する「応答責任（Verantwortung / responsibility）」という倫理である。ヨナスのいう応答責任とは、個人の行為が引き起こす直接的な帰結に対してそれに相応した報いや償いをするというものではなく、また、目の前にいる他者の顕在的ないしは潜在的ニーズを的確に読み取ってそれに応答するというものでもない。それは、自らの行為がもたらし得る測り知れない帰結について、そのような帰結が道徳的に許され得るのか否かを吟味するものである。この吟味を通して、私たちは、日々の生活のなかで集団的な行為を遂行している一人の人間として、なすべき（あるいは、なすべきでない）行為の「積極的な指針」を導出することができるという（吉本 2004: 96-97）。

その場合、私たちが応答すべきは、いまはまだ存在しない遠い将来に生きる人びとからの呼びかけ、「存在することへの権利」を求めて彼（女）たちが私たちに発している呼びかけである（Jonas 1979: 175）。とはいえ、将来とはそもそも非確定的なものである。将来にあり得ることや生じ得ることについて何らかの予想や予測ができないわけではないが、それはあくまで可能性の一つにすぎない。その可能性と同時にいくつもの別の可能性がつねに想定できる。時間的な射程をより遠い将来に据えれば据えるほど、確定的な予想や予測はますます困難となる。このような非確定的な将来に生きる人びとからの呼びかけに対して、いまを生きる私たちが独善に陥ることなく応答責任を果たすにはどうすればよいのか。

ヨナスは、まさにこの非確定性にこそ応答するのだと主張する（Jonas 1997: 86）。彼によれば、人間は「自由」であることを宿命づけられている。人間の生命はつねに死や他者からの侵犯や偶然による変容にさらされており、そのため人間は、その生存と生活を守るべく、つねにそれらの脅威とせめぎ合っている。このせめぎ合いにおいて、人間はいまとは異なるあり方をする可能性へとつねに開かれており、いくつかの可能性のなかから実際の自分のあり方を選択することができる。この自由がまさに「人間が存在すること（Das Existieren, Dasein）」の特徴である。私たちは、私たち自身が人間であり、かつ将来世代の人びとを人間として承認するのである限り、人間特有のこの存在様態を、私たち自身はもちろん将来世代の人びとに対しても保証する責務がある。「これを（自由に開かれているというあり方を）…（中略）…損なわずに保つことは、…（中略）…人類の将来に対する責任の、さほど控え目ではない目的である」（括弧内は引用者）（Jonas 1979: 393）。この目的は、将来世代の人びとを「それほど規定的ではなく、ただ可能な状態にしておく（準備を整える、開いたままにしておく）」（Jonas 1979: 198）という態度、つまり将来世代の人びとの存在条件に影響を及ぼすような行為をできる限り控える（Jonas 1979: 87-88）という態度をとることによって達成可能になるという。

実のところ、ノディングズも将来世代の人びとへのケアについて、核廃棄物の堆積という問題を引き合いに出しつつ論じている（Noddings 1984: 152-153）。だが、ここでも彼女はあくまで同心円的な関係とその適用をもって、将来世代の人びとへのケアが可能になると主張する。その場合、いまはまだ存在しない将来世代の人びとが、いまを生きる人びとの時間的な延長線上に位置し、いまを生きる特定の個人や集団と何らかの同一性ないしは共約可能性を有していることが自明の前提とされている。そのため、結果として、将来世代の人びとよりもいまを生きる人びとの立場や利害関心が優先されるという「関係における悪」が生じやすくなる。

これとは対照的に、ヨナスは将来世代の人びとを、何らかの同一性に回収されることのない、いわば共約不可能な他者として捉えようとした[3]。

（応答責任の対象である）他者は、抜きん出ていっそうよいものだというわけではなく、それ自身に固有の権利においてただそれ自身であるだけである。しかも、この他者性は、私がそれに同化する、または、それが私に同化することによって橋渡しされるようなものではない。まさにこの他者性こそが私の責任を鷲摑みにするのであり、その場合、他者をわがものとすることは意図されていない（括弧内は引用者）（Jonas 1979: 166）。

こうした共約不可能な他者との間には、コールバーグやノディングズが想定していたような相互性は、基本的には成立しない。なぜなら、相手からの直接的な応答も相手のニーズを読み取るための手がかりも（いまはまだ）存在しないからである。そのような場合に私たちに可能な倫理的な応答としてヨナスが挙げたのが、他者を自由に開かれたままにしておくこと、他者の存在条件に影響を及ぼすような行為をできる限り控えることであった。つまり、働きかけようと思えばできないわけではないが、そうだとしてもあえて働きかけないでいるという行為、すなわち「無為」という行為が、共約不可能な他者に対する倫理的な応答であることが示唆されているのである。

おわりに

本論では、今日の教育学における「利他」をめぐる議論について、ケアリング論の展開を中心に概観してきた。教育学の領域におけるケアリング論は、コールバーグの正義の倫理、すなわち対等な相互性が普遍的に成立することを原理とする倫理への批判から誕生した。なかでもノディングズのケアリング論は、個別具体性、臨床性、非対等・非対称的な関係性という他のケアリング論と共通する特徴に加えて、ケアする人のみならずケアされる人の責務――ケアに応答するという責務――を指摘した点において独自性を有していた。だが他方では、疎遠な他者、見知らぬ他者、いまだ存在しない他者のような応答することが困難な他者へのケアがおのずと軽視されてしまうという危険性を不可避的に内在させるものでもあった。

ノディングズのケアリング論は、家族や友人との私的な関係において有効であることはもちろん、教育、看護、福祉など、非対等・非対称的な人間関係のなかで業務が遂行される職種に就く反省的実践家にとっては、職業倫理を支えてくれるとともに職業上の自己実現を促してくれる理論でもあった。また、あまり親密ではない他者や時に見知らぬ他者との間においても、身近な他者へのケアに抵触しない限り、無媒介に、親密な他者へのケアリングと相似した形式の関係性が結ばれ得るという点は、評価されるべきかもしれない。

しかしながら、現代社会に生きる私たちは、いみじくもヨナスが指摘したように、身近な他者へのケアと並行しつつ、それとはまた異なる形式において、自分とは相容れない根本的に異質な他者、すなわち共約不可能な他者とのかかわり方を考える必要に迫られている。ヨナスは、共約不可能な他者として、いまはまだ存在しない遠い将来に生きる人びとを基本的に想定していたが、そこにはもちろん、グローバル化が進む社会のなかで出会うだろう根本的に異なる（時に相対立する）生活背景や利害関心を抱く同時代人も含まれ得る。

どのような相互性の成立も困難な共約不可能な他者とのかかわりのなかで、私たちに可能な倫理的応答は、ヨナスによれば、あえて働きかけないでいるという無為であった。ここでいう無為とはもちろん、ただ単に怠惰であることでも手をこまねいていることでもない。それは、他者を自由に、さまざまな可能性に開かれたままの状態に保つことで、他者の「存在することへの権利」を保証する利他としての無為である。

では、利他としての無為というこの原理は、どのような身体的ないしは言語的な技法において、私たちが他者、とりわけ共約不可能な他者と共に生きることを可能にするのだろうか。今後、この課題を追求するにあたって、筆者は公害、震災、戦災などの災害の記憶を手がかりとして理論研究およびフィールド研究を進めたいと考えている。

かつて宇井純は「公害に第三者はない」と断じた（宇井 2014: 35-69）。公害は――震災や戦災もまた――社会構造が引き起こす災厄であるから、その社会に属する人なら誰もが、何をしようとしまいと、何を話そうと話すまいと、加害者か被害者のどちらかになるという。その場合、利他としての無為は、加害者になるのを抑制するための技法として現れるのではないか。また、水俣病訴訟

を当初より長く先導してきた被害者の一人である緒方正人が、社会システムの枠内で加害者責任のみを追及していたところから、加害者と被害者とを分ける深淵を越えて自らもまた「人間の責任」と「人間苦」を負う方へと転じたとき（緒方 2001: 184-187）、そこには利他としての無為という原理が作用していたのではないか。彼らの理論と行動に学びつつ、自分とは相容れない、根本的に異なる生活背景・利害関心を有する同時代人や遠い将来に生きる不特定の人びととといった共約不可能な他者と共に生きる技法について今後も考えていきたい。

注

本論中、外国語文献からの引用に際して邦訳書を参照した場合、訳文と訳語については、原文に照らして確認し、筆者の考えで変えさせていただいたところがある。

1　コールバーグの道徳性発達段階説とそれに対する批判については、参照文献に挙げたコールバーグの著書および佐野らの編著書を参照のこと。

2　松葉によれば、『責任という原理』は、フランスの月刊誌『哲学雑誌（Philosophie Magazine）』（2011年5月号）でも、大災害を前にしたときの人間のあり方を論じた代表的著作4冊のうち、道徳に関連する1冊として取り上げられている。

3　ヨナスは、他者の共約不可能性について論じる一方で、他者への応答の原型を乳飲み子に対する親の応答に見出している（Jonas 1979: 178）。この点について、合田正人は、血縁者とのかかわり合いを原型に据えることで、世代間の応答責任という主張が、血縁関係や近親関係、同族関係にない人びとに犠牲を強いる結果を生み出さないとも限らない、と批判している（合田 2011: 253）。

参照文献

宇井純
2014 『宇井純セレクション2　公害に第三者はない』東京：新泉社。

緒方正人
1996 『常世の舟を漕ぎて――水俣病私史』横浜：世織書房。
2001 『チッソは私であった』福岡：葦書房。

ギリガン、キャロル
1986 『もうひとつの声――男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』岩男寿美子監訳、東京：川島書店。

合田正人
2011 『レヴィナスを読む――〈異常な日常〉の思想』東京：ちくま学芸文庫。

コールバーグ、ローレンス
1987a『道徳性の形成――認知発達的アプローチ』永野重史監訳、東京：新曜社。
1987b『道徳性の発達と道徳教育――コールバーグ理論の展開と実践』岩佐信道訳、柏：広池学園出版部。

コールバーグ、ローレンス、チャールズ・レバイン、アレクサンドラ・ヒューアー
1992 『道徳性の発達段階――コールバーグ理論をめぐる論争への回答』片瀬一男ほか訳、東京：新曜社。

佐野安仁、吉田謙二編
1993 『コールバーグ理論の基底』京都：世界思想社。

ショーン、ドナルド
2001 『専門家の知恵――反省的実践家は行為しながら考える』佐藤学ほか訳、東京：ゆみる出版。
2007 『省察的実践とは何か――プロフェッショナルの行為と思考』柳沢昌一ほか監訳、東京：鳳書房。

林泰成
2006 「道徳教育におけるケアリング」中野啓明ほか編『ケアリングの現在――倫理・教育・看護・福祉の境界を越えて』pp.15-26、京都：晃洋書房。

松葉祥一
2011 「われわれが子どもたちに負っていること――ハンス・ヨナス『責任という原理』」『現代思想 2011年7月臨時増刊号』39(9): 82-85、青土社。

村田美穂
2006 「ノディングズのケアリング論」中野啓明ほか編『ケアリングの現在――倫理・教育・看護・福祉の境界を越えて』pp.90-102、京都：晃洋書房。

吉本陵
2004 「ハンス・ヨナスの責任倫理学について――『責任という原理』とその背景」『人間文化学研究集録』14: 91-110、大阪府立大学大学院人間文化学研究科。

レイチェルズ、ジェームズ
2003 『現実をみつめる道徳哲学――安楽死からフェミニズムまで』古牧徳生ほか訳、京都：晃洋書房。

Card, Claudia
1990 Caring and Evil. *Hypatia* 5(1): 101-108.

Mayeroff, Milton
1971 *On Caring.* New York: Harper & Row（メイヤロフ、M. 1987『ケアの本質――生きることの意味』田村真ほか訳、東京：ゆみる出版）.

Noddings, Nel

1984 *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*. Berkeley , Los Angels, London: University of California Press (ノディングズ、N. 1997『ケアリング　倫理と道徳の教育――女性の視点から』立山善康ほか訳、京都：晃洋書房).

Jonas, Hans

1979 *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*. Frankfurt am Main: Insel Verlag (ヨナス、H. 2010『責任という原理――科学技術文明のための倫理学の試み』加藤尚武監訳、東京：東信堂).

1997 *Das Prinzip Leben : Ansätze zu einer philosophischen Biologie*. Frankfurt am Main: Suhrkamp（ヨナス、H. 2008『生命の哲学 ── 有機体と自由』細見和之ほか訳、東京：法政大学出版局）.